

緊急事態宣言の解除に伴う 契約関連書類の提出に係る運用について

(コンサルタント等契約、中小企業・SDGs ビジネス支援事業／協力準備調査
(PPP インフラ事業)／草の根技術協力事業に関する業務委託契約)

2020年6月4日
(6月9日差替版)
JICA 調達・派遣業務部

2020年4月7日付お知らせ「[緊急事態宣言の発令に伴う勤務体制について](#)」にてご案内しましたとおり、弊機構では、通常とは異なる勤務体制で業務を実施しておりましたが、緊急事態宣言の解除を受け、今後徐々に、通常の勤務体制に戻していく予定です。

コンサルタント等契約、中小企業・SDGs ビジネス支援事業／協力準備調査 (PPP インフラ事業)／草の根技術協力事業 (※1) に関する業務委託契約に関し、2020年4月22日付お知らせ「[緊急事態宣言を受けた契約関連書類の提出にかかる運用 \(コンサルタント等契約、中小企業・SDGs ビジネス支援事業／協力準備調査 \(PPP インフラ事業\)／草の根技術協力事業に関する業務委託契約\)](#)」で当面の取扱いをご連絡しましたが、今後は、以下の通りの取扱いとします。

(※1) 草の根技術協力事業の場合は、調達・派遣業務部が契約事務を担っている「草の根パートナー型」の一部、「地域提案型／地域(経済)活性化特別枠」の一部が本通知の対象範囲となります。なお、対象範囲外となる「草の根協力支援型」の全案件、その他各国内センターが契約事務を担っている案件については、各国内センターの監督職員または担当者に確認ください。

● 各種書類の代表者印又は社印の押印省略可否、および提出方法

書類	社印押印省略可否	提出方法等
【コンサルタント等契約の新規契約】 ● 企画競争の競争参加資格審査申請書一式 ● プロポーザルとその関連書類 (共同企業体結成届含む)・見積書	○	➢ 以下のリンク先の案内のとおり、PDF ファイルで提出ください。 - 業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び企画競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書の電子提出方法 - 業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き

<p>【同上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 総合評価落札方式の技術提案書・入札書 	×	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 持参・郵送での提出は廃止しました。
<p>【コンサルタント等契約の変更契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● プロポーザル・見積書 	×	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 代表者印又は社印が押印されたページの原本を、<u>契約第一課担当者宛</u>に郵送にて提出ください(※5)。 なお、同ページ以外は、電子ファイルのみの提出で結構です。 ➢ 同原本の提出前に、PDF ファイルを契約第一課の案件担当者宛に送付いただければ、原本到着前に、弊機構内での手続等を進めることが可能です。
<ul style="list-style-type: none"> ● 最終見積書 ● 支払先口座届出書 	×	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 代表者印又は社印が押印されたページの原本を、<u>契約第一課・契約第二課の担当者宛</u>に郵送にて提出ください(※5)。 なお、同ページ以外は、電子ファイルのみの提出で結構です。 ➢ 同原本の提出前に、PDF ファイルを契約第一課・第二課の案件担当者宛に送付いただければ、原本到着前に弊機構内での手続等を進めることが可能です。
<ul style="list-style-type: none"> ● 契約書 (製本した原本) 	×	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 新規契約・変更契約ともに、<u>当部業務支援チーム宛</u>に郵送にて提出ください。
<ul style="list-style-type: none"> ● 前払請求書 ● 前払保証書(※2) 	×	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 代表者印又は社印が押印された請求書原本と保証書原本を、<u>当部業務支援チーム宛</u>に郵送にて提出ください(※5)。 ➢ 同原本の提出前に、PDF ファイルを当部業務支援チーム担当者(outm1_shiharai@jica.go.jp)宛に送付いただければ、原本到着前に弊機構内での手続等を進めることが可能です。
<ul style="list-style-type: none"> ● 前払金保証書等の返却依頼書 	○	<ul style="list-style-type: none"> ➢ PDF ファイルを、<u>当部業務支援チーム担当者</u> (outm1_shiharai@jica.go.jp) 宛に送付ください。 ➢ 押印は省略可とします。 押印を省略する場合、PDF ファイル送付時の電子メールの本文内に、社内責任者の役職・氏名を明記し、社内責任者本人から送付するか、社内責任者に cc を入れてください。 ➢ 同依頼書の原本(紙ベース)の郵送は必須ではありませんが、<u>返却用封筒(宛名を記入し簡易書留料金分の切手を貼付したもの)</u>を、<u>当部業務支援チーム宛</u>に郵送ください(レターパックも可)。

		返却用封筒が到着次第返送作業に入ります。
● 部分払（※3）、概算払、 精算払の請求書	×	<p>（1）草の根技術協力事業以外</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 代表者印又は社印が押印された原本を、<u>当部業務支援チーム宛</u>に郵送にて提出ください（※5）。 ➢ 同原本の提出前に、PDF ファイルを当部業務支援チーム担当者（outm1_shiharai@jica.go.jp）宛に送付いただければ、原本到着前に、弊機構内での手続を進めることが可能です。 <p>（2）草の根技術協力事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 代表者印又は社印が押印された原本を、<u>当部契約第二課宛</u>に原本を郵送にて提出ください（※5）。 ➢ 同原本の提出前に、PDF ファイルを契約第二課代表アドレス（outm2@jica.go.jp）宛に送付いただければ、原本到着前に弊機構内での手続等を進めることが可能です。
● 打合簿	×	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 業務主任者（一部案件では業務管理者）が押印した打合簿の PDF ファイルを、<u>監督職員宛</u>に提出ください。印刷物（紙ベース）での提出は省略可です。同 PDF ファイル受領後、弊機構にて押印し、押印後の PDF ファイルを返送します。 ➢ 業務主任者（一部案件では業務管理者）が押印した打合簿の PDF ファイルの提出が困難な場合は、押印欄に「承認済」もしくは「押印省略」と記載して PDF 化したファイルを監督職員宛に提出いただければ、原本到着前に弊機構内での手続等を進めることが可能です。 <p>その際、電子メール本文内に社内責任者の役職・氏名を明記するとともに、社内責任者本人から送付するか、社内責任者に cc を入れてください。</p>
● 業務従事月報 ● 業務完了届及びその別紙（自己評価及び契約管理に関する要望について） ● 業務部分完了届	○	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 押印は省略可とします。 <p>押印を省略する場合は、押印欄に「押印省略」と記載して PDF 化したファイルを、<u>監督職員宛</u>に提出ください。</p> <p>その際、電子メール本文内に社内責任者の役職・氏名を明記するとともに、社内責任者本人から送付するか、社内責任者に cc を入れてください。</p>

● 精算報告書(※4) 提出 期限延長申請書	○	<p>▶ 原本（紙ベース）の提出は省略することも可です。</p> <p>▶ PDF ファイルを当部業務支援チーム担当者 (prtm2-seisan@jica.go.jp)宛に送付ください。</p> <p>▶ 原本（紙ベース）の送付は不要です。</p> <p>▶ 押印は省略可とします。 押印を省略する場合、送付時のメールの本文に社内責任者の役職・氏名を明記するとともに、社内責任者本人から送付するか、社内責任者に cc を入れてください。</p> <p>▶ 緊急事態宣言発令前は、精算報告書提出期限の延長を1回（1か月延長）のみとしていましたが、申請いただければ2回目以降も承認します。また、1回の申請で1か月より長い期間での延長を申請いただくことも可とします。</p>
精算報告書	×	<p>▶ 原本を当部業務支援チーム宛に郵送にて提出ください(※5)。</p> <p>▶ 同原本の提出前に、PDF ファイルを当部業務支援チーム担当者(prtm2-seisan@jica.go.jp)宛に送付いただければ、原本到着前に、弊機構内での手続等を進めることが可能です。</p>

(※2) 草の根技術協力事業の場合は「連帯保証書」も「前払保証書」とともに対象

(※3) 草の根技術協力事業の場合は「四半期部分払」と読み替え

(※4) 草の根技術協力事業の場合は「四半期支出状況報告書」も「精算報告書」とともに対象

(※5) 2020年6月19日(金)までは、代表者印又は社印を押印済の原本(紙ベース)でもPDFファイルでも受け付けます。2020年6月22日(月)以降は、原則として押印済の原本でのご提出をお願いします。

なお、緊急事態宣言解除後も、当面の間は、弊機構本部1階の調達・派遣業務部受付を閉鎖予定であるところ、書類は持参でなく郵送での提出をお願いします。

以 上